

議

長 休憩を解いて再開します。

続いて、通告7番、2番議員、黒岩陣太郎君。

2 番 皆さん、改めましておはようございます。通告7番、2番議員、黒岩陣太郎でございます。

今回選挙後の初めての一般質問になります。町民皆様方の声を確実に町政に届けられるよう、頑張っまいると思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そして、コロナ禍における新型コロナウイルス感染症、感染された皆様方に1日も早い回復を御祈念申し上げるとともに、医療従事者の皆様には心より感謝申し上げます。

それでは通告に従いまして、災害時ペット動向避難所のあり方について、お伺いいたします。

近年、ペットブームにより我が国におけるペットの飼育数は犬の登録数だけでも国民世帯数の3割強となっております。

本町においては、令和元年度末で1,209頭となっており、猫などほかのペットにおいて飼育数は確認できておりませんが、町内では多くの世帯でペットが飼育されていることが想定されております。

一方、全国で地震や風水害などによる被害が頻発する中、環境省は動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からペットと一緒に避難する「同行避難」を原則とするガイドラインを作成し、市町村にペット受入避難所運営マニュアルを作成するように呼びかけております。

では、ペットの管理やデータ収集に必要性のあることを簡潔に御説明したいと思います。

まず、ペットを飼い始めるとき、転入してきたときは必ず自治体への届出が必要とされております。全国自治体では、地域ごとにペットの飼育状況を管理しております。初めてペットを飼うとき、犬の飼い主の住所が変わるとき、犬が行方不明になった場合や死亡したとき、犬・猫の苦情相談など、併せて年に一度狂犬病の予防接種を義務づけております。これは単にデータ収集のためだけではなく、災害時ペット同行避難や受入れ避難所の確保、安全待機に必須となる大切なものと認識しております。

他の市町村においては、既に同行避難マニュアルなどが作成されている地域もございます。そして、災害時ペットの保護や救助に駆けつけるVMA T、災害派遣獣医療チームなどの活動も全国的に広がっております。

ところが、本町においてはそのようなペット同行避難マニュアルが一切ございません。災害時、ペットがいるから避難できない。ペットを連れに一度家に戻るでは、町民の人命にも関わることであり、最悪の場合、命を落とす非常に危険なものと考えられます。

私も愛犬家の1人であり、NPO法人防災総合ペット育成協会の会員でもございます。本町の半数近い世帯数が、ペット飼育世帯と考え、以下のことを伺いいたします。

- 1、ペット同行避難における課題について
- 2、ペット同行避難時の避難所の受入体制について
- 3、受入避難所の指定について
- 4、受入収容数について
- 5、今後の取り組みについて

以上、壇上での質問とさせていただきます。

町長 黒岩議員からは、「災害時ペット動向避難所のあり方について」というテーマで御質問をいただいているところですが、初めに、災害時のペット同行避難に関する現状などについて、簡単に申し述べさせていただきます。

災害時のペット問題につきましては、過去に我が国で発生した自然災害においても頻繁に取り沙汰されてきた課題であり、ペットと一緒に避難できずに取り残された飼い主が被災するケースや、被災した動物を助けに向かった人が被災するケースのほか、放浪動物から危害を受けたという衛生問題も含め、被災地などからは数多くの問題が報告されたと聞いております。

こういった状況を鑑みて、環境省などでは、ペットの飼い主は避難に必要なことを事前に備え、災害時は一緒に避難する「ペット同行避難」が推進されてきました。

しかしながら、本年発生した台風10号の接近に伴う九州地方での避難所開設において、ペット同行避難の対応がなされなかった自治体も多くあったと聞いていることから、自治体の対策はなかなか進んでいないと感じているところで

ございます。

本町におきましても、昨年、台風19号が襲来した際の避難所開設時に、ペットを連れて避難をされてきた住民がおり、対応が求められたところでございますが、そこでは何とか受け入れることで調整を図ることができました。

こうしたことから、災害時のペット問題は、非常に身近で、かつ早急に対応が必要な問題であると認識いたしました。

一方で、東日本大震災の被災市町村へのアンケート調査結果においては、避難所におけるペットによるトラブルの記述があり、特に鳴き声や臭い、放し飼いによる不安など飼い主の適正な管理がなされていないことによる事案が多く見受けられたとのことでした。

こういったことなどから、各自治体においては、限られた避難所と避難スペースの中で、ペットを飼っている人と飼っていない人それぞれに配慮しなければならないという条件の中で対策を練らねばならず、思うように解決策が見出せないまま現状に至っているのではないかと推察いたします。

それでは、いただいている5点の質問について、順次、お答えします。

1点目の「ペット同行避難における課題について」は、避難の在り方や避難所における人との共存などの観点などから、数多くの課題があるものと認識しております。例を挙げますと、ゲージに入らないようなペットの避難でございます。こういったペットは、避難所の中に入ることも厳しいと思われまして、特に風水害時は外で係留することも困難であろうと思われまして。

また、ゲージに入るペット避難スペースの確保についても課題がございます。これについては、避難者と同じ避難スペースに置くことは、動物アレルギーを持つ人への配慮から困難なため、ペット専用のスペースを設ける必要があり、特にこのコロナ禍にあっては、感染の疑いのある人を分ける必要からもスペースの確保が困難となっております。

また、犬以外のペットの飼育数が把握できないため、どの程度のスペースを確保する必要があるのかという課題もございます。加えて、避難の方法にも課題がございます。ペット同行避難においては、ペットのゲージやペットの避難グッズなどが荷物となります。したがって、車で避難する避難者も多く出てくるのが予想され、原則徒歩での避難を呼びかけている町といたしましては、

この辺りの対応をどのように整理していくのかということが課題となります。

そのほかにも対策が必要な部分は数多く残されておりますが、差し当たり受入れについての課題は、こういったものであらうと認識しております。

2点目の「ペット同行避難時の避難所の受入体制について」ですが、先ほどお話したとおり、町では昨年の台風19号の襲来時にペット同行避難を受け入れた経緯がございます。その際は、ゲージに入ったペットを人の避難スペース以外の場所に置かせてもらったり、車で大型犬とともに避難された方については、車中避難という格好で避難所近くの駐車スペースに滞在してもらったりしていただきました。

環境省もガイドラインで同行避難を推進していることから、基本的には指定避難所における同行避難の受入れは必要なことであるという認識でおりますが、先ほどの課題でも述べましたように、各避難所でペットの受入れスペースがどの程度確保できるのかということと、どのような形であれば避難者全体の理解を得た中で運用が可能なのかを検証し、同行避難受入れ体制の在り方を決めていかなければならないと思っております。

3点目の「受入避難所の指定について」ですが、議員も御承知のとおり、本町の指定避難所へ避難割り振りは、自治会単位で指定させてもらっております。そういったことを踏まえますと、ペット同行避難の受入れ避難所として特定の避難所を指定することは、避難をする上での地理的リスクが大きくなるばかりか、自主防災組織における初動体制にも混乱を招くおそれがあると考えます。

したがいまして、町の指定避難所での受入れが基本であらうと考えております。ほかの自治体などでは、風水害時に限定した一時避難場所として、民間事業者が営む商用施設の駐車場などを車によるペット同行避難の避難先として使用できる協定を取り交わしているところもあるようですが、まずは、指定避難所での受入れを念頭に事前の調整を進めてまいりたいと考えております。

4点目の「受入収容数について」ですが、現時点では具体的な収容数をはじき出すまでには至っておりません、こちらも、各避難所における具体的なペットの受入れスペースが決まっていないことから、収容数を見込めていないことが現状でございます。

しかしながら、コロナ禍であることや人の避難スペースに置くことができない

いこと、さらに平時の施設使用の用途などを考慮すると、1つの避難所当たりの収容数は非常に限られてしまうのではないかと感じております。

5点目の「今後の取り組みについて」ですが、これまでお答えしてきたとおり、本町におけるペットの同行避難に関しては、まだまだ全体像を捉え切れていない状況でございます。

また、環境省が作成しているガイドラインも、その内容は飼い主に対する事前の準備や同行避難の必要性のほか、避難所でのペットの飼育の在り方などが多くを占めており、受入れ側である自治体の参考となる部分のごく僅かであるという印象です。

しかしながら、ペット同行避難については、全体のペットの頭数を把握することが困難な状況であります。町民全体の避難の在り方にも影響を及ぼすものであることから、まずは、本町の実情にあったペット同行避難の基本をしっかりと作り上げることが大事であろうと考えます。近隣や本町と同程度の規模の自治体の取組などを参考にしながら、本町におけるペット同行避難の在り方をできる限り早く整備していきたいと考えております。

また、飼い主に対しては、平時にすべきことや同行避難とはどういうものなのかなど、基本的な心構えのほか、避難の必要性や避難所だけが避難する場所ではないことなどの周知を徹底する必要があると考えます。町では、本年9月号の広報で周知させてもらっているところですが、まだまだ住民の認識は浅いものと思われることから、今後は、これらを並行しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

2 番 ただいま御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。再質問に際しまして、多少重複することがありますが、確認の上でということであらかじめ御了承ください。

まず、1つ目「ペット同行避難における課題について」なんですが、震災と風水害の避難では避難体系も変わってくると思うのですが、その辺の対応はどのようにお考えしているのかお答えいただきたいと思います。

防災安全課長 まず、やはり震災を想定した場合は、恐らく外でのペットの係留等が可能であるというふうに考えますので、そういったところを見込んだところでの対策

を講じていくことができるのかなというふうに考えております。

やはり風水害は、そういったところでの係留等が非常に厳しくなるものですから、まずは室内でこういったところにペットを置くことができるのかというようなところを、施設管理者とやはり調整をしながらある程度あらかじめの場所をまずは決めていくというような対策が必要になってこようかというふうに感じております。

2 番 それでは、震災と風水害と違うということは理解いたしました。

ただ、ペットの避難スペースと人の避難スペースを多少の調整は必要だと思うのですが、完全に分けるべきだと思うのです。その辺に関しましては、例えばこういったところでどういうふうに分けるみたいな、先日コロナのその避難所の視察も行ってきたのですが、そのときに町の体育館でペットのコーナーもあったのです。見させていただいたのですが、今現状町のその犬の登録数が1,209頭いると私は認識しておりますが、実際そこまでいるのか、いないのかというのは分からない部分で、登録頭数だけなので、実際にはもっと多いかもしれない。犬だけでもそのぐらいあって、猫になりますと若干私の全国での数字しかないのですが、猫のほうが若干飼育数がここ近年三、四年で増えてまいりまして、犬のほうが全国で879万7,000頭（匹）、平均寿命が14.4歳。猫のほうが977万8,000頭、約なんですけど平均寿命が15歳ということで、当町におかれましても猫のほうが若干多い見込みがされております。そうすると、世帯数が約7,000世帯の中で3,000頭近い動物を飼育されている。3,000世帯近い動物を飼育されている家庭があると思うのですが、そのことに関しましてペットの避難スペースと人の避難スペースを私は完全に分けるべきではないかと思うのですが、その辺に関しましてはどう思うのかお聞かせください。

町 長 今回ペットの同行避難ということなのですが、今犬と猫の話しか冒頭ないような気がするのですが、ペットと言うと爬虫類もいますし、いろんなのをそれぞれ飼っているの、それもやっぱりペットか考えるので、犬・猫だけじゃなくてそういうスペースも取らなきゃいけないのかという話も出てきちゃって、問題はそらすわけじゃないのですが、非常に難しい問題だと私は思っています。もちろん犬・猫、一番身近にいる、私も犬飼っていますので、そういった避難というのも考えたときに、そういう場所をしっかりと行政がある程

度のところまではそろえなきゃいけないのかなと思っています。

しかし、完璧には現実問題難しいと思います。まず、人間をどうやって避難して、どう避難してきもらうのかと。これはしょうがない、最優先にまずそれを考え、そこからさらにプラス大事なペット、犬・猫の避難場所も設定していかなくちゃいけないということで、今までこういったこと、問題は特に起きてなかったのが現状であろうと思います。今後はそういったこともしっかりと踏まえて、一つ一つ考えていくしかないのだと。限られた避難所で狭いところで、大勢の人がひしめくだけじゃいけないような状況も出てきましたので、なおかつそれにペットも考えるのは非常に難しい問題であり、黒岩さんそういったことを考えてくださるのなら、ぜひともアイデアを寄せていただければ、それに沿った対策を取っていきたいと思っています。

2 番 　　ただいま町長にいただきました。町長が犬を飼育されているということで、私も犬を飼育しています。気持ちが意思疎通したなということで、大変うれしく思います。

確かにそうなのです。犬・猫だけではなく、小動物の問題も出てくると思うのですが、ただ人間も高齢化が進んでおります。そして、犬・猫に対しても医療が進歩しているので、高齢化が進んでおります。そういったときに、例えば例に挙げますと栃木県だったと思うのですが、風水害が去年起きまして、そのときに中学校2年生の男の子が犬・猫を連れに避難所へ行くのに猫を連れに一回家に戻ったというニュースもございました。そのときには、逃げ遅れて垂直避難をしなければならなくなって、非常に危険な状態にさらされたということがございました。私は確かに人命が最優先だと思います。人命を最優先にするからこそ、このペットの避難所も必要だと思うのです。それに対しまして質問させていただきました。その辺もどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

防災安全課長 　　ただいまの議員の御質問についてですが、やはりペットを受け入れる場所、まずここが十分にやっぱり施設管理者とのすり合わせが必要になってくることだというふうに思っています。

ただ、やはり今ある避難所の中で、そういったスペースとして使わせていただけることができる部分というのは、非常に限られてくるというふうに思われ

ます。まずはそこをそういった目的で使わせていただくことが可能なのかどうか、そういったことが非常に重要になってくるというふうに思いますので、そういったところをまずは一つずつ潰していきながら、大体のその受入れのスペースというような部分をはっきりした時点で、ある程度のその標準的な例えばケージの大きさだとかから、受入れ頭数といったようなものがお示しできるようになっているのかなというふうに感じております。

やはり、そういったところを全部を受け入れるというのは、非常に難しい話ですので、ある程度その施設の中で、この施設ではこの程度までは受入れができますよというような情報を発信するというのも、事前に自助的な理由という部分での判断の材料にもなるかというふうに思いますので、そういうところを先に進めていければなというふうに思っています。

2 番 分かりました。それでは、先ほど受入れ避難所の指定についてということを防災安全課の課長からいただきましたので、3番の「受入避難所の指定」についてお伺いしたいと思います。

指定避難所の一部施設をペット用の避難所に開放できるように取り組むべきではないかということなのですが、現在本町におかれましては、指定避難所というのは総合体育館、そして中学校・小学校3校があると思うのですが、仮にこれが昨年のように台風19号のような風水害があったときに、例えばなのですが、中までその入れるのではなく、同行避難というのはその一緒に同行させて避難するのですが、あくまでもその施設の中でちゃんと区画を分け合って、一緒に飼い主といえるのではなく、避難するまでが同行避難だと私は認識しておりますが、仮にこの指定避難所、今挙げさせてもらった5か所ですか、5か所ございますが、例えば小学校・中学校にしたら昇降口までケージに入れる、もしくは係留できるのであればオーケーだとか、そういった取組とかというのは、どのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

防災安全課長 今議員から具体的な学校施設等での昇降口というようなお話がありましたけれども、確かにそういったところが一番最初に使わせてもらえるような場所になってくるのかなというようなところは、私も個人的には思っておりますし、現に昨年の台風19号が襲来して、やはりペットの受入れに困ったというか、現場での対応を求められた市町村のほうが、ほかの市町村などでは、やはりそう

いった学校施設での避難所の場合は、急遽昇降口に入れさせてもらったという
ようなことも聞いております。

ですから、やはりそういったところからまずは相談をさせていただいて、可
能であればそういったところを一つのペットの避難スペースというようなとこ
ろで、理解が得られればこの問題も少しずつ前に進んでいるのかなというふう
に考えています。

2 番 分かりました。

続いて、「受入避難所の指定」なのですが、これ例えば町内には2か所のシ
ョッピングモール、立体駐車場のあるショッピングモールと遊技場の駐車場な
どがございます。例えば指定避難所の受入れが困難であれば、一時避難所とし
てそちらの民間企業との提携とかもできると思うのですが、その辺の考えをお
聞かせ願いたいと思います。

防災安全課長 確かにそういった協定を結ばれている近隣の自治体もあるというふうに認識
しているところなのですけれども、まずは町長答弁にもありましたとおり、避
難の仕方のところでは基本的には原則徒歩での避難というのを呼びかけさせ
ていただいているというようなところとも、調整が非常に難しいのかなという
ようなところがございます。そういったところで、まずは一時指定避難所、こ
ちらでの受入れを前提としながら、風水害でもしそういったところにペット同
行避難の方があふれかえるようなことが想定されるようであれば、やはり次
手だてとしてそういったところへの協定のお話とかを持っていけるようにした
いなというようなところで、段階的なところでそういったところの協定も一応
視野には入れていきたいというふうに思っております。

2 番 分かりました。ただ、そのペットを飼育する側にも、この同行避難において
は必ずその行政に全部おんぶに抱っこではなく、我々飼育する側としても日頃
から心がけなきゃいけないことがあると思うのです。例えば例に挙げます
と、ペットの身元の確認ができるものを身につける。何かというと、例えばマ
イクロチップの埋め込みだとか、首輪の迷子札、そして先ほど町長の答弁でも
ございましたが、動物の苦手な方への配慮、それから不用意にほえない、そし
て最低のしつけ、待て、お座り、伏せなど、こういうことができなければなら
ないと思います。

そして、何よりも大事なものは、その飼育動物の健康管理です。避妊・去勢手術、寄生虫の予防や駆除、そして予防接種、こういったことが原則となり、そして同行避難時、人間のその防災備蓄倉庫には、人の食べるものがありますけど、ペットに関しましては非常にデリケートな部分もございまして、例えばそのペットが普段使っている食器類じゃないとフードを食べないだとか、普段食べさせているフードじゃないとフードを食べないだとか、そういったことが懸念されると思います。それに際して、物資が届くまでの最低一週間分のフード、そして水、食器、トイレシートなどは各自で、必ず飼育管理者が同行避難時に原則持ち込むということが、私はしなければならぬことだと思います。

そこで、行政のほうにお願いしたいのは、何度も重複するようで申し訳ございませんが、震災時、そして風水害時、避難の仕方は変わってくると思うのですが、一時的に置けるようなスペースですとか、例えば、先ほどショッピングモールの話も出ましたが、仮に特例で動物だけは、大型犬を飼っている場合というのは、例えばそれを多頭飼いしていたら、どう考えても原則徒歩での避難は難しいと思います。そうすると、車で避難せざるを得ない状況になると思うのですが、そういった場合を見越して、例えばどこで線引きするっていうのは非常に難しい問題で、なかなかできないことかもしれないのですが、他市町もやっていることを十分理解した上で、取り組んでいていただきたいと思っています。大型犬もしくは多頭飼いをされている飼育者に関しては、一時避難所を、今後提携を結んだ一時避難所に車中避難も許可するとか、そういったようなガイドラインも必要になってくると思うのですが、その辺りかがお考えでしょうか。

防災安全課長 まさに、その辺りが非常に調整というか、町としてどういうふうな避難の在り方を住民の方、飼い主の方に訴えていくかというところが本当に大事になってくることなのかなというふうに思っております。確かに、そういったペットを飼われている方の避難の在り方というのは、非常に限定的になってくると思います。車での避難しか手法がないというようなところがあるかと思っておりますので、まずはそういった、例えば風水害などにおいては、あらかじめ事前の避難するタイミング、そういったものも早めに出すようなことで、例えば車で避難を認めるようなことになったといたしましても、混乱を起こさないよ

うな時期に避難をしてもらおう。避難の場所などについても、やはり避難所だけじゃないよというようなところを併せて周知しながら、そういった方については、そういった垂直避難的な部分以外も、例えばペットと一緒に避難できるような知人のお宅等があれば、そういったところに避難してもらおうというようなことも考えられることなのかなというように思いますので、あらゆるそういった避難の選択肢を皆さんが取れるようなところでの周知なども、徹底してまいりたいなというふうに思っております。

2 番 分かりました。

4番目の「受入収容数」についてなんですが、先ほど町長からの答弁ございまして、なかなか非常に難しいということで、現状把握している、私自身が把握しているもの、犬猫合わせて大体3,000弱、そして小動物まで合わせると本当に未知数になってしまうということで、この辺は今後課題として行政もしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、5番の「今後の取り組み」についてお聞かせ願いたいと思っておりますが、先ほど町長の答弁でもありましたが、本年9月号の広報で周知してもらったと告知させていただいたとあるのですが、これ9月の1回だけでよろしいのでしょうか。その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

生活環境課長 動物の愛護の関係、法律、所管するのが生活環境課になりますので、その辺でペットの飼い主に関しましての啓発ということで、9月の広報に載せて啓発いたしました。ペットの関係、動物に関する所管は、神奈川県が所管する形になってございます。町としては狂犬病予防、犬に関することに関しての管理の状況となっております。先ほど、議員がおっしゃいました多頭飼い、10頭以上を飼育する場合は、県に届けをするような形となっております。その辺は法改正でこのような整備となった形でございますが、議員おっしゃるとおり、やはり飼い主の責務がすごく重要だと思います。災害の避難に関しましては、その辺を啓発する上で、事前の準備ですね。やはりペットのしつけの管理、それと備蓄に関しまして広報に掲載させていただきました。今後、引き続き、災害の機会だけではなく、常時その辺に、啓発に関しまして、しつけに関しましては、生活環境課のほうから町民に広報等、またホームページを通じて啓発をしていきたいと思っております。

2 番 今生活環境課の課長からお話しいただきましたしつけについてなんですが、今後、ペット同行避難する上で、やはり最重要になってくるのがしつけだと思います。そこで、例えば外部団体との連携やそういったことを町としては考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

生活環境課長 ペット、いろいろ種類があります。例えば、犬の場合、そういった愛護団体だとか、そのような団体があると思いますので、その辺に関しましては、飼育の仕方、より詳しく啓発するというような必要がある場合は、やはりその辺も踏まえて県と当然所管している神奈川県愛護関係の法律を所管している県と、連携を図り、その辺の啓発は考えていきたいと思っております。

2 番 分かりました。

それでは、今後の取組について例えば今後このガイドラインやマニュアルを作成するに当たって、同行避難の避難訓練などの予定はあるのか、そして定期的にやっていくつもりがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

防災安全課長 こちらも、今現時点ではペットの同行避難の在り方、こういったものが町としてしっかり整っていないというような状況がございますので、今すぐそういった訓練というのをやるような状況には今はございません。そういったところで、やはり町長答弁にもあったとおり、まずはその骨格となるようなペット同行避難のマニュアルというよりは受入れ体制、こういったものをしっかりとこちらで準備できたところを見計らって、やはり訓練を実施していくようになるのかなというふうに考えております。ですので、具体的な時期等、今ここでは申し上げることはできないのですが、そういった環境が整ったら、次のステップとしては実際のそういった避難を想定した訓練等が必要になってくるのであろうというふうに考えてます。

2 番 分かりました。

具体的な今予定はないということをおっしゃいましたが、肝腎な、肝腎要のガイドライン、マニュアルについてなんですが、これは他市町ではもうマニュアル作成ができ、万が一に備えての備えが万全の隣接の市町村などもございます。

そういった観点から、本町においても早急にマニュアルを作成する必要性があると私は認識しております。その辺についてお伺いしたいと思いますが、い

かがでしょうか。

防災安全課長 近隣でございますマニュアルなどは中身を見てみますと、環境省が発出しているガイドライン、これにかなり近いような内容のものが各市町で出されているのかなという印象を持っております。こういったものについては、今現時点で、大分そういった参考となるようなものが多くありますので、そういったものを見ながら、平時のときの所管課などと調整を図りながら、つくっていきるといいのかなというふうに考えております。

あとやはり大事なのは、町長答弁にもありましたとおり、行政のほうの受入れの体制、こちらをやはりコロナのときのゾーン分けなどと同様に、やはりそちらの運営マニュアル、こういったものも必要になってこようかと思っておりますので、そういったものを平行しながら進めていけるといいのかなというふうに思っております。

2 番 分かりました。

時間もなくなってきたので、最後になりますが、この現代社会において、多少の温度差はあるものの、もはやペットというものは我々にとっては、飼い主にとっては大事な家族でございます。このことを念頭に置いて、ペット避難所の運営、マニュアル作成に取り組んでいただきたいと私は切に思い、私の一般質問を閉じさせていただきます。

議長 以上で、2番議員、黒岩陣太郎君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は11時5分です。

(10時43分 休憩)

(11時05分 再開)

議長 休憩を解いて再開いたします。

引き続き、通告8番、13番議員、伊藤奈穂子君。

1 3 番 通告8番、13番議員、伊藤奈穂子です。

通告に従い、

1、読書活動の推進について

2、介護予防事業のさらなる充実について

を質問いたします。

1項目めといたしまして、読書活動の推進についてお伺いいたします。